

個別注記表

2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
時価ない有価証券……………移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建 物……………定額法
その他の有形固定資産……………定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 重要な引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒
懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上
しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末ま
でに発生していると認められる額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。
 - (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグ
ループ
通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた
項目
については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する
取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会
計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せ
ず、繰延税金資産及び
繰延税金負債の額については 改正前の税法の相定に基づいております

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,589千円
2. 偶発債務
 - 受取手形割引高 0千円
 - 受取手形裏書譲渡高 12,902千円
 - 保証債務 0千円
 - 売掛債権流動化に伴う遡及義務額 118,131千円

